

工事書類簡素化実施要領

(目的)

- 1 土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき受注者に対し提出等を求めていた工事書類について、見直しによる簡素化等を行い、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図ることにより、工事現場の生産性向上に寄与することを目的とする。

(位置付け)

- 2 本要領は工事書類の簡素化について具体的な内容を定めたものであり、適宜見直しを行うものとする。

(対象工事)

- 3 大分県土木建築部及び農林水産部が所管する土木工事を対象とする。

(実施内容)

- 4 本要領による実施内容は別紙「工事書類簡素化の手引き」のとおりとする。

(その他)

- 5 本要領の実施において、工事書類の取扱い、現場での施工管理、検査等について問題や疑義が生じた場合は、速やかに工事検査室、建設政策課または工事技術管理室へ報告するものとする。

附則（平成31年4月15日建政第47号・工検第69号）

(適用)

- 1 この要領は、平成31年5月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和元年5月30日技管第201号・工検第197号）

(適用)

- 1 この要領は、令和元年6月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則(令和2年2月3日工検第699号・建政第1639号・技管第923号)

(適用)

1 この要領は、令和2年4月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則(令和3年3月19日工検第791号・建政第2105号・技管第1098号)

(適用)

1 この要領は、令和3年4月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則(令和4年3月23日工検第785号・建政第1930号・技管第937号)

(適用)

1 この要領は、令和4年4月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則(令和5年3月29日工検第913号・建政第1873号・技管第1193号)

(適用)

1 この要領は、令和5年4月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則(令和6年3月18日工検第874号・建政第1878号・技管第3532号)

(適用)

1 この要領は、令和6年4月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。

附則（令和7年3月18日工検第860号・建政第1796号・技管第1063号）

(適用)

1 この要領は、令和7年4月1日以降起案する工事に適用する。

(経過措置)

2 適用日以前に起案した工事においても対応可能な場合は、本要領を適用できるものとする。